

様式第 6 号(第 2 条関係)

委員会等の会議録

1 会議名	令和 7 年度第 1 回社会教育委員会	
2 議題	(1) 令和 7 年度社会教育事業について (2) 第 3 次愛南町総合計画の見直しについて (3) その他	
3 開催日時	令和 7 年 8 月 28 日(木) 18 時 00 分から 19 時 10 分まで	
4 開催場所	愛南町役場本庁 3 階 大会議室	
5 傍聴者数	0 人	
出席者		
6 委員氏名	樫田 善秀、中川 美恵、末廣 秀司、大和田 いそ子、 中平 道代、松本 清隆、松本 正子、濱本 秀雄、菅原 リエ	
7 担当所属	所属名	生涯学習課
	担当職員 (職・氏名)	課長 織田 浩史 主幹 藤本 吉信 課長補佐 中田 憲克、濱岡 邦之 主査 河野 健太郎(事務局)
8 その他の 出席職員	所属名	教育委員会
	出席職員 (職・氏名)	教育長 中尾 茂樹
議事内容(次ページから)		

発言者	発言内容
河野主査	ただ今から令和7年度第1回社会教育委員会を開催します。 初めに、中尾教育長が御挨拶を申し上げます。
中尾教育長	(開会挨拶)
河野主査	続きまして、末廣委員長から御挨拶をお願いします。
末廣委員長	(挨拶)
河野主査	それではここからの議事進行は末廣委員長をお願いします。
末廣委員長	早速ですが、議事「(1)令和7年度社会教育事業について」 を事務局から説明をお願いします。
各担当	(令和7年度社会教育事業について説明)
末廣委員長	これについて、御意見、御質問等がありましたらお願いします。 私からよろしいでしょうか。資料5ページの人権ふぉーらむ ですが、「結婚差別」のテーマで何年もしているのではないかと 思うのですが。
織田課長	昨年初めてだったのではと記憶しています。
末廣委員長	講師の方も同じだったのではないのでしょうか。記憶違いでし たらすいません。
織田課長	この件については、人権啓発室にこのような意見があったこ とを伝えます。
中尾教育長	私も公民館運営審議会に出席させていただいた際、同じよう な意見がありました。内容については確定しているのでしょうか。
河野主査	日程が確定し、講師の都合も押さえられていると思われます。
大和田副委員長	高知県は、愛南町に比べて踏み込んだ内容になっています。

発言者	発言内容
	毎回同じものよりそういった内容も必要なのではと考えます。
中尾教育長	いろいろな方法を考える必要があると思います。中川委員には、絵本を使った人権同和教育を各学校で行っていただいています。現場からはとてもいいと聞いています。
末廣委員長	ほかにありませんか。 それでは、議題「(2)第3次愛南町総合計画の見直しについて」を事務局から説明をお願いします。
事務局	(第3次愛南町総合計画の見直しについて説明)
末廣委員長	人によって選択肢の捉え方が違うと思います。スポーツをするしないについても、ウォーキングをただで運動したという人もいるし、そうでない人もいます。
中田課長補佐	町も、国の基準に合わせて内容の修正を行う予定です。ウォーキングや縄跳び等、軽スポーツでも当てはまるとのことですので、その辺りの文言も追記します。
松本清委員	各課から修正が入るわけですね。
中田課長補佐	はい。それと、毎回同じ人を対象にアンケートを行うわけではないので、上下数パーセントは統計誤差ということで数値は取っています。
織田課長	これについては、11月に予定している第2回社会教育委員会で御意見をいただければと思います。
末廣委員長	ほかにありませんか。 それでは、議題「(3)その他」ですが、全体を通して、御意見、御質問等がありましたらお願いします。
松本清委員	遍路道はぐるっとつながらないといけないのでしょうか。
藤本主幹	保護のされ方に違いが出てくると思っていますが、遍路道と言われる所については、最終的には全部つながるのが望ましい

発言者	発言内容
	と思います。
織田課長	近年の文化財は、保護だけでなく活用することも重要視されています。トレッキング・ザ・空海という事業は、文化財を活用したものになります。
大和田副委員長	平城貝塚の情報はいろいろ入ってきて、非常に価値の高い貝塚であるということですが、パンフレットのようなものはありますか。
末廣委員長	平城公民館に置いています。
大和田副委員長	もっと大々的に周知してはいかがでしょうか。
松本正委員	地区の回覧で回すとか。
織田課長	以前、回覧をしたことはありますが、行政協力員の負担が大きいのであまり現実的ではありません。CATVなども使って周知啓発を行いたいと思います。
樫田委員	遍路道のことになるのですが、地域のグループ「柏を育てる会」で年間パトロールなど維持管理をしています。年間お金をいただいて維持管理をしているのですが、資材などを運搬する上で、だんだん道が古くなって傾いています。いつ頃国の史跡に指定されるのでしょうか。分かっているならばそれに向けて整備もしたいと思ってるのですが、手を加えるに当たり規制などもあるのでしょうか。
藤本主幹	100%手を加えてはいけないということはないと思います。ただ、事前に県を通して文化庁との協議が必要になります。
樫田委員	指定されるまでであれば、軽トラックが通れるくらいまでに道幅を拓けてもいいですか。
藤本主幹	協議をしてからお答えすることになるというのがこの場での回答です。

発言者	発言内容
末廣委員長	ほかに御意見等ありませんか。
委員一同	(意見なし)
末廣委員長	ないようですので、以上で令和7年度第1回社会教育委員会を終了します。最後に大和田副委員長から閉会の挨拶をお願いします。
大和田副委員長	(閉会挨拶)